

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期計画新旧対比表（抄）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。）（以下「機構法」という。）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関（<a href="#">防衛省設置法</a>（昭和29年法律第164号）<a href="#">第4条第25号</a>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下「在日米軍」という。）に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>これらの業務の運営に当たっては、機構法第10条の規定による業務の範囲に基づき、駐留軍等労働者の雇用主である国（防衛施設庁をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、中期目標に従って業務を確実に実施する。</p> <p>第1～第7 （略）</p>	<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。）（以下「機構法」という。）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関（<a href="#">防衛庁設置法</a>（昭和29年法律第164号）<a href="#">第5条第25号</a>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下「在日米軍」という。）に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>これらの業務の運営に当たっては、機構法第10条の規定による業務の範囲に基づき、駐留軍等労働者の雇用主である国（防衛施設庁をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、中期目標に従って業務を確実に実施する。</p> <p>第1～第7 （略）</p>